

盛岡市広告掲載基準

(平成17年2月9日 市長決裁)

改正 平成21年2月16日

改正 平成25年5月10日

改正 平成27年3月31日

(趣旨)

第1 この基準は、広告掲載要綱（平成17年2月9日市長決裁）第5第2項の規定に基づき、市が行う広告掲載の具体的な基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2 市の行う広告事業において取り扱う広告は、広告媒体の品位を汚すことがなく、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、当該広告の表現は、これにふさわしい信用性と信頼性を保つことができるものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3 次に掲げる業種又は事業者の広告は、広告掲載の対象としない。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）において規制される業種その他これに類するもの
- (3) 青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）で規制される業種その他これに類するもの
- (4) 武器等の製造及び販売に係るもの
- (5) たばこ製品に係るもの
- (6) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (7) 貸金業、投資業又は商品先物取引業に係るもの
- (8) 法律に定めのない医療類似行為（整体、カイロプラクティック、エステティック等をいう。以下同じ。）を行う施設
- (9) 前各号に定めるもののほか、社会問題を引き起こしている業種又は事業者
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしたもの
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしたもの
- (12) 市税等の滞納があるもの
- (13) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成3年9月30日市長決裁。以下「指名停止基準」という。）の規定による指名停止の期間中にある競争入札参加資格者

2 指名停止基準の適用を受ける競争入札参加資格者以外の者で、指名停止基準に規定する措置要件に該当する事実が判明し、当該事実に基づき過去に競争入札参加資格者に対して指名停止が行われた事

例があるものについては、市長は、当該事実による指名停止の期間に準じた期間において、その者の広告を広告掲載の対象としないことがある。

3 第3第1項の規定にかかわらず、第1項第1号から第9号までに規定する業種に属する事業を営む事業者のこれらの業種以外の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めることがある。

(掲載基準)

第4 広報紙等に掲載することができない広告の内容及び表現は、次のとおりとする。

- (1) 人権侵害、名誉毀損又は各種の差別的な表現をしているもの
- (2) 法律において流通が禁止されている商品、無認可の商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスの提供に関するもの
- (3) 他の商品等をひぼう、中傷又は排斥するもの及び他の商品等と比較して優良であると表現しているもの
- (4) 氏名、写真、談話、商標、著作物等を無断で使用したもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、消費者を迷わせたり、不安を与えたりする恐れがあるもの
- (6) 誇大な表現をしているもの
- (7) 射幸心を著しくあおる表現をしているもの
- (8) 広告の目的又は内容が不明確なもの
- (9) 根拠のない表示若しくは実績又は誤認を招くような表現をしているもの
- (10) 商品、材料及び機材の売付けや資金集めを目的としている疑いのあるもの
- (11) 容易さ及び安価さを強調する表現をしているもの
- (12) 社会的事情に照らして不適切なもの
- (13) 売春等の勧誘又はあっ旋の疑いのあるもの
- (14) 債権の取立て、示談の引受け等を表現したもの
- (15) 裸体の写真、イラスト等の性に関する表現をしているもの
- (16) 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長する表現をしているもの
- (17) 残酷な描写等善良な風俗に反する表現をしているもの
- (18) 未成年の喫煙、飲酒等を誘発し、又は助長する表現をしているもの
- (19) 国内世論が大きく分かれているもの
- (20) 市が商品、企業等を推奨していると明らかに誤認させるもの
- (21) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (22) 市の業務に不利益を及ぼす恐れがあるもの
- (23) その他市長が不適切であると認めたもの

2 病院、診療所、助産所等が行う広告には、医療法第6条の5及び6条の7に規定する事項以外は掲載させないものとする。

- 3 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復を行う事業所をいう。）が行う広告には、施術者の技能、施術方法又は経歴及び医療類似行為を掲載させないものとする。
- 4 市その他公共機関等の許認可が必要な業種等が行う広告には、免許番号等を表示させるものとする。
- 5 広告主には、各種法令等を遵守させるほか、公正競争規約及び広告に関する事業者団体等の自主規制についても遵守させるものとする。
- 6 法令等の遵守について疑義がある場合は、広告を広告媒体に掲載しようとする者（以下「応募者」）に対し、主務官庁等への確認をさせるものとする。

（表示基準）

第5 広告に用いる文字の大きさ、色彩等については、広告媒体ごとにその基準を定める。

- 2 責任の所在を明らかにするために、広告主の氏名又は法人名並びに所在地及び連絡先を明示させるものとする。
- 3 連絡先の表示基準は、次のとおりとする。
 - (1) 電話番号は、市外局番を含む固定電話の番号とし、携帯電話、PHS及びIP電話のみの表示は認めない。
 - (2) 通話料が発信者負担の統一番号等の場合は、着信地、通話料金等を明示させるものとする。
 - (3) 表示する電話番号に係る携帯電話は、プリペイド方式の契約のものであってはならない。
- 4 ウェブサイトのURLを表示する場合、表示されたサイトから第3及び第4の規定に抵触する内容のサイト等のいわゆる有害コンテンツへのリンクが設けられてはならない。
- 5 電子メールアドレスを表示する場合、インターネット接続サービス機能がある携帯電話等のアドレス及び無償で提供される、いわゆるフリーメールのアドレス並びにこれらに類するメールアドレスの表示については、これを認めない。
- 6 インターネット接続サービス機能を有する携帯電話等からウェブサイトへの接続を容易にするための二次元バーコードを表示する場合は、確実に機能することを広告主に実証させるものとする。この場合において、その接続先等は、第4項及び前項の規定に抵触するものであってはならない。

（実施期日）

第6 この基準は、平成17年2月9日から実施する。